

1 . 改正の概要

(1) 国による類型の指定

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、国においては、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)」(以下、「政令」という。)に定められた47河川・海域(複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域)について、類型指定を行っている。

(2) 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定

河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成21年3月環境省告示第14号)により、水域類型を指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定めている。

(3) 類型指定の見直し

中央環境審議会「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」(諮問 平成13年9月25日)により、現在、河川の類型が指定されているダム貯水池などの人工湖の内、貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖について、湖沼類型への指定見直しを行っている。当該環境基準の類型指定の見直しについては、これまで、国が類型指定を行う水域のうち26ダム貯水池(人工湖)について、中央環境審議会の答申に基づき、湖沼類型への指定の見直しを行った。

今般、平成24年12月27日の中央環境審議会水環境部会(第30回)においてなされた答申「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて(答申)」(中環審第703号)に基づき、利根川水系の渡良瀬川にある渡良瀬貯水池(通称、谷中湖)及び荒川水系の荒川にある荒川貯水池(通称、彩湖)の2水域について類型指定の見直しを行うものである。

2 . 改正の内容

今般の改正の概要については、以下のとおり。

政令に基づく名称	水域	類型	達成期間	現行の類型
利根川水系の 渡良瀬川	渡良瀬 貯水池 (谷中湖) (全域)	湖沼 A	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。() () COD の平成 29 年度までの暫定目標 7.4 mg/L(最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外)	河川 B
		湖沼	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。() () 全窒素の平成 29 年度までの暫定目標 1.3 mg/L(最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外) () 全燐の平成 29 年度までの暫定目標 0.078 mg/L(最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外)	-
荒川水系 (埼玉県及び東京都に係るもの。)の荒川	荒川 貯水池 (彩湖) (全域)	湖沼 A	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。() () COD の平成 29 年度までの暫定目標 3.7 mg/L	河川 C
		湖沼 (全窒素 除く)	直ちに達成	-

渡良瀬貯水池（谷中湖）

湖沼 A 類型、湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とし、COD、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 29 年度までの暫定目標を COD 7.4 mg/L、全窒素 1.3 mg/L 及び全燐 0.078 mg/L とする。

荒川貯水池（彩湖）

湖沼 A 類型・湖沼 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼 A 類型・湖沼 類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間は COD については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 29 年度までの暫定目標を COD 3.7 mg/L とし、全燐については【直ちに達成】とする。

< 参考 1 >

水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）別表 2（抜粋）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及 び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及 び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 mg/L 以上	-

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

” 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

” 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	-

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 農業用水	1mg/L以下	0.1mg/L以下

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度